

鈴鹿市
事業者様向け
電子契約運用マニュアル

技術監理部 技術監理契約課

令和 8 年 9 月 14 日版

目次	P 1
はじめに	P 3
用語の定義	P 3
1 電子契約の概要について	P 3
(1) 電子契約とは	P 3
(2) 導入背景及び目的	P 4
(3) 運用開始時期	P 4
(4) 導入する電子契約サービス	P 4
2 鈴鹿市における電子契約の運用について	P 4
(1) 電子契約の対象となる契約について	P 4
① 対象となる契約について	
② 対象となる文書について	
ア 対象となる文書	
イ 対象外となる文書	
③ 対象外となる契約について	
(2) 契約締結の流れ	P 6
① 電子契約における契約締結の流れ	
② 電子契約サービス利用意向確認書兼電子メールアドレス確認書について	
ア 提出方法等について	
イ 御提出いただく理由について	
ウ 特別な場合における運用について	
(ア) 3者以上間の契約を締結する場合	
(イ) 共同企業体(JV)として契約を締結する場合	
(ウ) 電子契約サービスの利用意向を撤回したいとき	
(3) 契約締結時の注意事項	P 8
① 契約書の様式について	
② 契約締結日について	
③ 契約書の修正について	
(4) 例外的な運用について	P 9
① 承認者が不在の場合の対応について	
② 運用管理者が不在の場合の対応について	
③ 電子契約サービスを利用できないときについて	
3 電子契約書の内容確認方法について	P 9
4 その他	P 9
(1) 合意締結証明書について	P 9
(2) お問い合わせ先について	P 10

- ① 鈴鹿市における電子契約の運用に関するお問い合わせ先
- ② クラウドサインの操作方法及びその他のことに関するお問い合わせ先
 - ア ヘルプセンター
 - イ チャットサポート

様式集

- 別記様式 1
- 別記様式 2
- 別記様式 3
- 別記様式 3 の 2
- 別記様式 4
- 別記様式 4 の 2

はじめに

本マニュアルでは、鈴鹿市契約規則及び鈴鹿市電子契約実施要綱に定めるほか、鈴鹿市における電子契約の運用方法について定めます。

用語の定義

本マニュアル内で使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

- ・ 契約者 鈴鹿市が締結する契約の相手方又は相手方になろうとする者をいう。
- ・ 電子契約 電子契約書により締結する契約をいう。
- ・ 電子契約書 契約の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。
- ・ 電子契約書等 電子契約書及び関係書類一式の電磁的記録をいう。
- ・ 電子契約サービス 市長及び契約者の指示に基づき、電子署名により電子契約の締結を行う事業者署名型電子署名サービスをいう。
- ・ 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- ・ 発注担当課 契約者との契約締結に関する事務を担当する鈴鹿市の課等をいう。
- ・ 運用管理者 電子契約サービスを適正に運用し、管理する者をいう。技術監理契約課長をもってこれに充てる。
- ・ 承認者 発注担当課の所属長で、電子契約サービスにより電子署名を付与する責任者をいう。
- ・ 確認者 契約者の契約締結権者又は契約締結権者から契約締結を委任された者で、契約内容を確認及び承認し、電子契約サービスにより電子署名を付与する責任者をいう。
- ・ 紙契約 書面の契約書等により締結する契約をいう。

1 電子契約の概要について

（1）電子契約とは

電子契約とは、情報通信技術（インターネット等）を活用し、従来の書面による契約書の作成に代えて、契約内容を記録した電磁的記録を作成した上で、従来の記名押印に代えて、暗号技術を応用した電子署名とタイムスタンプを付与することにより、契約を締結するという方式です。

一般的には、各社がクラウド上で提供する電子契約サービスを利用して、インターネット上で契約内容を記録した電子データをやり取りして互いに内容を承認し、

電子署名及びタイムスタンプが付与された電子契約書（以下、「締結済み電子契約書」といいます。）はクラウド上に保存されます。

従来の紙契約に付随していた、印刷、製本、収入印紙の貼付、郵送及びファイリングといった作業が不要となり、利便性の向上が期待できるほか、紛失又は改ざん等のリスクが大幅に低下するといった、コンプライアンス面でのメリットを享受することができます。

（２）導入背景及び目的

鈴鹿市では、「鈴鹿市総合計画２０３１」に基づき、各分野においてDXを推進し、市民の皆様の利便性の向上や行政経営の効率化、地域の様々な課題解決を図っています。

その一環として、事業者様及び鈴鹿市双方の利便性向上並びに契約事務の効率化及びコンプライアンス向上を図るため、電子契約を導入するものです。

（３）運用開始時期

令和８年１０月１日以降に公告、指名通知又は見積依頼を行う案件から運用を開始します。

なお、入札又は見積依頼を実施しない案件については、鈴鹿市において当該契約の締結の意思決定に関する文書を、令和８年１０月１日以降に起案するものを対象とします。

（４）導入する電子契約サービス

鈴鹿市においては、弁護士ドットコム株式会社が提供する電子契約サービス「クラウドサイン」を導入します。

同サービスは、令和８年度時点で、県内では三重県庁及び松阪市等が導入済みであることから、特に建設業者様にとっては、他の電子契約サービスに比べると、これまでに御利用になった、又は目にされた機会が多いサービスであると考えられます。

なお、鈴鹿市における電子契約においては、クラウドサイン以外の電子契約サービスを利用することはできないので御注意ください。

２ 鈴鹿市における電子契約の運用について

（１）電子契約の対象となる契約について

電子契約の対象となる又は対象外となる契約について御説明します。

①対象となる契約について

契約者が希望した場合に限り、一部を除き、原則としてすべての契約が電子契約の対象となります。

電子契約とするか、紙契約とするかの選択権は契約者にあり、鈴鹿市から契約者に対して電子契約とする又は紙契約とするということを強制することはありません。

契約者が電子契約を希望しない場合は、従来どおり紙契約の方法をとることになります。

②対象となる文書について

ア 対象となる文書

「契約書、変更契約書、仮契約書、協定書」等、従来の紙契約において、受発注者（契約当事者）の双方（3者以上の契約の場合は全員）が記名押印していた書類が対象となります。

ただし、協定書等と題された文書であっても、指定管理者の指定に関する協定書等、当該文書に記載された内容が契約に該当せず、鈴鹿市契約規則の適用を受けないものである場合は、本制度の対象外となります。

イ 対象外となる文書

請書等、従来の紙契約において、受発注者（契約当事者）の一方（3者以上の契約の場合は一部）のみが記名押印していた書類は対象外となります。

ただし、鈴鹿市契約規則により契約書の作成を省略し、請書によることができる契約であっても、契約書を作成する場合は、電子契約の対象となります。

③対象外となる契約について

電子契約の対象外となる契約は、以下のとおりとします。

ア 書面又は公正証書で行うことが法令等において定められている契約

イ 契約者の意向により書面で行う契約

ウ 鈴鹿市契約規則第23条第2項、第24条又は第26条第3項の規定により、契約書の作成を省略する契約

エ 契約期間が10年を超える又は変更契約等により10年を超える見込みである契約

オ 不動産の売買、貸借及び権利設定に関する契約

カ 電子契約書等のデータ容量が大きく、電子契約サービスにアップロードすることができない契約

キ その他、電子契約によることが適当でないと市長が認めた契約

【電子契約の対象外となる契約の例】

アの例 農地の賃貸借契約、事業用定期借地契約

ウの例 契約金額 130 万円以下の物品購入で、契約書の作成を省略し、請書によるとした契約

オの例 自動販売機の設置のために公園の一部を貸し付ける契約

カの例 クラウドサインにアップロードすることができる電子データの容量の制限が、1 ファイルあたり 50 メガバイト、契約 1 件につき 200 メガバイトであるため、それを超える電子データが含まれる契約

キの例 契約内容又は契約締結の事実を秘密にすべき契約、契約内容を P D F 形式の電子データに変換できない契約（クラウドサインには、P D F 形式の電子データのみアップロード可能であるため。）

（２）契約締結の流れ

①電子契約における契約締結の流れ

電子契約における契約締結の流れは、以下の順序となります。

ア 発注担当課から、契約者に対して電子契約サービスの利用意向を聞き取ります。

入札の場合は落札決定後に、見積合わせの場合は見積合わせ実施後に、すみやかに意向を聞き取ることとなります。

イ 契約者は、電子契約サービスの利用を希望するときは、必ず「電子契約サービス利用意向確認書兼電子メールアドレス確認書」（別記様式 3。以下「意向確認書」という。）をすみやかに発注担当課に提出してください。

ウ 発注担当課又は契約者が、電子契約書等の P D F データを作成します。どちらが作成するかについては、双方の協議により決めてください。

エ 発注担当課担当者が、電子契約書等の P D F データを、電子契約サービスにアップロードします。

オ 契約者に、電子契約サービスから契約内容の確認依頼メールが届きます。確認者が契約内容を確認し、問題がなければ、同意して電子署名を付与してください。

カ 確認者が電子署名を付与すると、承認者宛てに、電子契約サービスから契約内容の最終確認依頼メールが届きます。承認者が契約内容を最終確認し、問題がなければ承認の上、電子署名を付与します。

キ 契約締結が完了し、契約者及び発注担当課に契約締結完了を知らせる電子メールが送られます。同時に電子契約サービス上に締結済み電子契約書が保管され、閲覧及びダウンロードが可能となります。

②電子契約サービス利用意向確認書兼電子メールアドレス確認書について

意向確認書の運用等については、以下のとおりとします。

ア 提出方法等について

意向確認書は、発注担当課の聞き取りに対して電子契約サービスの利用意向を示した後、すみやかに提出してください。また、意向確認書は、当初契約か変更契約かを問わず、電子契約により契約を締結しようとする都度、提出しなければなりません。つまり、当初契約を電子契約とする際に意向確認書を提出していたとしても、変更契約を電子契約とする際は、再度、意向確認書を提出しなければなりません。

なお、紙契約とする場合は、意向確認書の提出は必要ありません。

また、意向確認書は押印不要のため、提出方法の定めはありません。ファクシミリ、電子メール等での提出が可能です。

イ 御提出いただく理由について

意向確認書を契約者に御提出いただく理由については、以下の3点が挙げられます。

- ・ 確認者の氏名及び電子メールアドレスを正確に確認するため。
- ・ 契約者の、電子契約サービスの利用意向を確実に確認するため。
- ・ 建設工事の請負契約を電子契約による場合は、建設業法で、契約者に一定の事項を示したうえで書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないと定められているため。

ウ 特別な場合における運用について

(ア) 3者以上間の契約を締結する場合

3者以上間の契約を締結する場合は、すべての契約者が電子契約サービスの利用意向を示さなければ、電子契約によることができません。

また、すべての契約者が電子契約サービスの利用意向を示す場合、それぞれの契約者が、個別に意向確認書を発注担当課に対し、提出しなければなりません。

(イ) 共同企業体（JV）として契約を締結する場合

共同企業体（JV）として鈴鹿市と電子契約により契約締結する場合は、共同企業体用の意向確認書（別記様式3の2）を代表構成員から発注担当課に提出してください。

なお、共同企業体の構成員間の契約内容の確認及び電子署名の付与の順序については、はじめに代表構成員とし、その後は意向確認書に書かれた順としま

す。

(ウ) 電子契約サービスの利用意向を撤回したいとき

契約者は、契約が締結される前までは、電子契約サービスの利用意向を撤回することができます。この場合、発注担当課に対し、「電子契約サービス利用意向撤回申出書」（別記様式 4、契約者が共同企業体（JV）の場合は別紙様式 4 の 2）を提出してください。

なお、契約者からの「電子契約サービス利用意向撤回申出書」の提出が、承認者による契約内容の承認及び電子署名の付与と入れ違いになった場合は、当該利用意向を撤回することができませんので、あらかじめ御承知おきください。

(3) 契約締結時の注意事項

電子契約により鈴鹿市と契約を締結する際において、事業者様に御注意いただきたい事項を以下に挙げます。

① 契約書の様式について

電子契約における契約書及び変更契約書の様式は、別記様式 1 及び 2 とします。

従来の紙契約の際に使用していた様式（鈴鹿市契約規則第 7 号様式並びに鈴鹿市建設工事執行規則第 1 号様式、第 3 号様式、第 5 号様式、第 7 号様式、第 7 号の 2 様式及び第 9 号様式）との相違点の中で、もっとも注意すべきことは、「契約締結日の記入欄がない」ということです（電子契約における契約締結日については②を参照してください。）。

なお、紙契約の際に使用していた様式は、記載内容が書面の契約書を前提としたものとなっており、電子契約にはそぐわないため、電子契約の際は使用しません。

② 契約締結日について

電子契約による場合、契約締結日は、承認者が当該契約の内容を承認し、電子契約サービス上で電子署名を付与した日となります。よって、契約締結日をあらかじめ定めることはできません。

なお、契約締結日、すなわち承認者が電子署名を付与した日の確認方法は、クラウドサインヘルプセンター内の記事「Adobe Acrobat Reader で電子署名とタイムスタンプを確認する」（URL：<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2684919>）を御参照ください。

③契約書の修正について

電子契約においては、例え1文字だけであっても、仕組み上、従来の紙の契約書のような文言の修正はできません。ファイル名の変更以外で、電子契約書の内容を変更すると、電子署名の有効性が失われます。

よって、契約内容に誤りがあった場合は、変更契約又は覚書等を締結すること等により、対応することとなります。

(4) 例外的な運用について

①承認者が不在の場合の対応について

承認者が不在のときは、原則として所管のグループリーダーが承認者の代理として、契約内容を承認し、電子署名を付与することとなります。

②運用管理者が不在の場合について

運用管理者が不在のときは、技術監理部長が運用管理者の職務を行います。

③電子契約サービスを利用できないときについて

電子契約サービスが通信環境のトラブル等により利用できないときは、鈴鹿市は電子契約の手続きを中止し、紙契約に変更することができます。

なお、この場合において、収入印紙代等、電子契約から紙契約に変更することにより生じる費用は、契約者の負担となりますので、あらかじめ御承知おきください。

3 電子契約書の内容確認方法について

電子契約サービスにおける電子契約書の内容確認方法については、クラウドサインヘルプセンター内の記事「受信した書類を確認、同意する (PC版)」(URL : <https://help.cloudsign.jp/ja/articles/397633>) 又は「受信した書類を確認、同意する (スマートフォン版)」(URL : <https://help.cloudsign.jp/ja/articles/397758>) を御参照ください。

4 その他

(1) 合意締結証明書について

金融機関への提出等のために、「合意締結証明書」が必要となったときは、発注担当課に御連絡ください。発注担当課から「合意締結証明書」を御提供します。

(2) お問い合わせ先について

①鈴鹿市における電子契約の運用に関する問い合わせ先

鈴鹿市における電子契約の運用については、技術監理契約課契約グループにお問い合わせください。連絡先は以下のとおりです。

電話番号：059-382-9039

ファクシミリ：059-382-9050

電子メール：gijutsukanrikeiyaku@city.suzuka.lg.jp

②クラウドサインの操作方法及びその他のことに関するお問い合わせ先

クラウドサインの操作方法及びその他のことについては、クラウドサインのヘルプセンター内の記事を参照するか、チャットサポートへお問合せください。

ア ヘルプセンター

電子契約及びクラウドサイン等に関する各種機能及び質問回答に関する記事がまとめられたデータベースであり、キーワード検索が可能です。

ヘルプセンターURL：<https://help.cloudsign.jp/ja>

イ チャットサポート

クラウドサインに関する操作方法の疑問点について、チャットにて問い合わせることができます。

ヘルプセンターにアクセスすると、吹き出しの形の青いアイコンが表示されます。このアイコンをクリックすると、チャットサポートに接続されます。

令和8年9月14日

様式集

その1 (工事関係用)

- 1 「7 契約保証金額」は、契約保証金が「免除」の場合は、「免除」と記入する。
- 2 この工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事である場合においては、（1）解体工事に要する費用、（2）再資源化等に要する費用、（3）分別解体等の方法、（4）再資源化等をする施設の名称及び所在地について、それぞれ別添様式に記載する。
- 3 受注者欄は、受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所又は所在地、氏名又は商号及び代表者氏名を記入する。

その2 (設計業務等関係用)

設計業務等委託契約書

1 委託業務番号 年度 () 第 号

2 委託業務名

3 履 行 場 所 鈴 鹿 市

4 履 行 期 限 着 手 年 月 日
完 了 年 月 日

5 業 務 委 託 料 金 円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額) 金 円也

6 業務委託料の支払 前金払額 金 円也

部分払の回数 回以内

7 契約保証金額 金 円也

〔注〕ただし、契約保証金が免除の場合は「免除」と記載する。

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を付与した上、各自その電磁的記録を保管する。

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

発注者 鈴鹿市

鈴鹿市長

住所又は所在地

受注者 氏名又は商号及び

代表者氏名

その3（維持業務等関係用）

維持業務等委託契約書

1 委託業務番号 年度（ ）第 号

2 委託業務名

3 履行場所 鈴鹿市

4 履行期限 着手 年 月 日

完 了 年 月 日

5 業務委託料 金 円也

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額） 金 円也

6 業務委託料の支払 部分払の回数 回以内

7 契約保証金額 金 円也

〔注〕ただし、契約保証金が免除の場合は「免除」と記載する。

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を付与した上、各自その電磁的記録を保管する。

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

発注者 鈴鹿市

鈴鹿市長

住所又は所在地

受注者 氏名又は商号及び

代 表 者 氏 名

その４（物件関係用）

契 約 書

１ 物 件 名

２ 履 行 場 所

３ 履 行 期 限 年 月 日

４ 契 約 金 額 金 円也

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

金 円也

５ 契約保証金額 金 円也

〔注〕ただし、契約保証金が免除の場合は「免除」と記載する。

上記について発注者と受注者は、鈴鹿市契約規則（昭和４１年鈴鹿市規則第１８号）及び別添の条項により契約を締結するものとする。

この契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を付与した上、各自その電磁的記録を保管する。

三重県鈴鹿市神戸一丁目１８番１８号

発注者 鈴鹿市

鈴鹿市長

住所又は所在地

受注者 氏名又は商号及び

代 表 者 氏 名

別記様式 2

その 1（工事関係用）

工事請負変更契約書（第 回）

- 1 工事番号 年度（ ）第 号
- 2 工 事 名
- 3 工事場所 鈴鹿市
- 4 当初契約年月日 年 月 日
- 5 完成期限 年 月 日

上記の請負契約事項について、下記のとおり変更する。

記

契 約 変 更 事 項	請負代金 増加（減少）額	金 円也
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）	金 円也
	変 更 完 成 期 限	年 月 日
	変 更 工 事 内 容	別添仕様書及び図面のとおり
	そ の 他 の 事 項	

上記事項のほかは、原契約書記載内容によるものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別添の共同企業体協定書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を付与した上、各自その電磁的記録を保管する。

三重県鈴鹿市神戸一丁目 1 8 番 1 8 号

発注者 鈴鹿市

鈴鹿市長

住 所 又 は 所 在 地

受注者 氏名又は商号及び

代 表 者 氏 名

その2（物件関係用）

変 更 契 約 書

- 1 物 件 名
- 2 履 行 場 所
- 3 当初契約年月日 年 月 日
- 4 履 行 期 限 年 月 日

上記の契約事項について、下記のとおり変更する。

記

契 約 変 更 事 項	契 約 金 額 増 加 （ 減 少 ） 額	金 円也
	（うち取引に係る消費税及び 地方消費税額）	金 円也
	変 更 履 行 期 限	年 月 日
	変 更 業 務 内 容	別添仕様書及び図面のとおり
	そ の 他 の 事 項	

上記事項のほかは、原契約書記載内容によるものとする。

この契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名
を付与した上、各自その電磁的記録を保管する。

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

発注者 鈴鹿市

鈴鹿市長

住 所 又 は 所 在 地

受注者 氏名又は商号及び

代 表 者 氏 名

(宛先) 鈴鹿市長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

※押印不要です。

電子契約サービス利用意向確認書兼電子メールアドレス確認書

以下の案件に係る契約について、鈴鹿市電子契約実施要綱(令和 8 年鈴鹿市告示第 198 号)の規定に基づき、発注者が指定する電子契約サービスを利用して契約を締結することを希望します。

1 案件名(工事名又は物件名等)

--

なお、契約内容の確認を行う者及び利用する電子メールアドレスは、次のとおりです。

2 契約内容の確認者及び電子メールアドレス

※以下に記載の順番で、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼メールが届きます。

【担当者】※確認者と同一人物の場合は記入不要です。

電子メールアドレス	
氏名	

【確認者】

※「確認者」とは、契約内容を確認及び承認し、電子契約サービスにより電子署名を付与する責任者を指します。

※契約締結権者又は契約締結権者から契約締結を委任された者を記載してください。

電子メールアドレス			
氏名		役職	

※担当者と確認者はそれぞれ異なる電子メールアドレスを指定してください。

※「support@cloudsign.jp」からの電子メールを受信できるよう設定してください。

<建設工事請負契約の場合> 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。 なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。 (1) 電磁的措置の種類 コンピュータ・ネットワーク利用の措置 (2) 電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式 電子契約サービスを通じて、送信者が PDF ファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等
--

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

【代表者】 所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号

【構成員1】 所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号

【構成員2】 所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号

※押印不要です。
※構成員欄は適宜追加してください。

電子契約サービス利用意向確認書兼電子メールアドレス確認書

以下の案件に係る契約について、鈴鹿市電子契約実施要綱（令和8年鈴鹿市告示第198号）の規定に基づき、発注者が指定する電子契約サービスを利用して契約を締結することを希望します。

1 案件名（工事名又は物件名等）

--

なお、契約内容の確認を行う者及び利用する電子メールアドレスは、次のとおりです。

2 契約内容の確認者及び電子メールアドレス

※以下に記載の順番で、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼メールが届きます。

代 表 者

【担当者】※確認者と同一人物の場合は記入不要です。

電子メールアドレス	
氏名	

【確認者】

※「確認者」とは、契約内容を確認及び承認し、電子契約サービスにより電子署名を付与する責任者を指します。

※契約締結権者又は契約締結権者から契約締結を委任された者を記載してください。

電子メールアドレス			
氏名		役職	

構 成 員 1

【担当者】※確認者と同一人物の場合は記入不要です。

電子メールアドレス	
氏名	

【確認者】

※「確認者」とは、契約内容を確認及び承認し、電子契約サービスにより電子署名を付与する責任者を指します。

※契約締結権者又は契約締結権者から契約締結を委任された者を記載してください。

電子メールアドレス			
氏名		役職	

構 成 員 2

【担当者】※確認者と同一人物の場合は記入不要です。

電子メールアドレス	
氏名	

【確認者】

※「確認者」とは、契約内容を確認及び承認し、電子契約サービスにより電子署名を付与する責任者を指します。

※契約締結権者又は契約締結権者から契約締結を委任された者を記載してください。

電子メールアドレス			
氏名		役職	

※構成員欄は適宜追加してください。

※各構成員の担当者と確認者はそれぞれ異なる電子メールアドレスを指定してください。

※「support@cloudsign.jp」からの電子メールを受信できるよう設定してください。

<建設工事請負契約の場合>

建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

(1) 電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

(2) 電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

電 話 番 号

※押印不要です。

電子契約サービス利用意向撤回申出書

年 月 日付けで提出した以下の案件に係る電子契約サービス利用意向確認書兼電子メールアドレス確認書について、鈴鹿市電子契約実施要綱（令和 8 年鈴鹿市告示第 198 号）の規定に基づき、以下の理由により、電子契約サービス利用の意向を撤回します。

1 案件名（工事名又は物件名等）

--

2 撤回する理由

--

3 契約内容の確認者及び電子メールアドレス

※提出済みの電子契約サービス利用意向確認書兼電子メールアドレス確認書に記載した内容を転記してください。

【担当者】※確認者と同一人物の場合は記入不要です。

電子メールアドレス	
氏名	

【確認者】

電子メールアドレス			
氏名		役職	

【注意事項】

本書を提出した後に電子契約を希望する場合は、再度「電子契約サービス利用意向確認書兼電子メールアドレス確認書」を提出してください。

（宛先） 鈴鹿市長

【代表者】 所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号
【構成員1】 所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号
【構成員2】 所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号

※押印不要です。
※構成員欄は適宜追加してください。

電子契約サービス利用撤回申出書

年 月 日付けで提出した以下の案件に係る電子契約サービス利用意向確認書兼電子メールアドレス確認書について、鈴鹿市電子契約実施要綱（令和8年鈴鹿市告示第198号）の規定に基づき、以下の理由により、電子契約サービス利用の希望を撤回します。

1 案件名（工事名又は物件名等）

--

2 撤回する理由

--

3 契約内容の確認者及び電子メールアドレス

※提出済みの電子契約サービス利用意向確認書兼電子メールアドレス確認書に記載した内容を転記してください。

構 成 員 1

【担当者】※確認者と同一人物の場合は記入不要です。

電子メールアドレス	
氏名	

【確認者】

電子メールアドレス			
氏名		役職	

構 成 員 2

【担当者】※確認者と同一人物の場合は記入不要です。

電子メールアドレス	
氏名	

【確認者】

電子メールアドレス			
氏名		役職	

※構成員欄は適宜追加してください。

【注意事項】

本書を提出した後に電子契約を希望する場合は、再度「電子契約サービス利用意向
確認書兼電子メールアドレス確認書」を提出してください。